

令和3年度 東播磨ものづくり企業魅力PR・販路開拓支援事業補助 募集要領

令和3年度 東播磨ものづくり企業魅力PR・販路開拓支援事業補助に関する事項については、「令和3年度 東播磨県民局地域創生推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」に定める事項のほか、この募集要領によるものとする。

1 目的・概要

東播磨地域のものづくり中小企業の魅力PRと販路開拓を支援するため、管内中小企業の国際フロンティア産業メッセや、国内外で開催されるオンラインを含む専門展示会又は総合展示会への出展を支援する。

2 補助対象者

東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）に本社又は主たる事業所を置くものづくり関連の中小企業者であって、次の(1)から(3)のすべてに該当する者

- (1) 中小企業基本法に定義する中小企業者。ただし、次のいずれかに該当する者は対象外とする。
 - ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (2) 業種が製造業又は製造業と密接に関連する卸売業・技術サービス業である者
- (3) 県税の滞納がない者

3 補助対象事業

下記(1)又は(2)のいずれかの事業（両方の事業に申請することはできない）

(1) 国際フロンティア産業メッセへの出展

補助事業者が令和3年9月2日、3日に神戸市内で開催される「国際フロンティア産業メッセ2021」に出展する事業。ただし、各種団体のグループ出展に参加する場合は対象外とする。

(2) 国内外開催展示会への出展（オンラインへの展示会を含む）

補助事業者が企業PRや販路開拓を目的として、国内外で開催される専門展示会又は総合展示会に出展する事業（1回に限る）。ただし、次の①から⑥のすべてに該当する展示会への出展及び事業に限る。

- ① 交付決定日から令和4年3月31日までに開催される展示会
- ② その場で小売りすることを主たる目的としない展示会
- ③ 出展者募集及び参加者案内が一般に公開されている展示会
- ④ 出展者数がおおむね500者以上の展示会
- ⑤ 補助事業者が単独で出展する展示会（共同出展、グループ出展は対象外）
- ⑥ 出展にあたって国又は都道府県の補助金・助成金等を受けていない事業

※ オンライン展示会とは、これまで対面で開催されていた展示会がオンラインにより開催されるものの他、開催期間が限定され、且つ申請者でない者が開催する展示会

4 補助対象経費

補助対象経費は、補助金交付決定日から令和4年3月31日までに支払われる次の経費とする。

- (1) 国際フロンティア産業メッセへの出展
 - ① 展示出展料（小間料）
 - (2) 国内外開催展示会への出展
 - ① 展示出展料（小間料）
 - ② ブース装飾費（ブース設営費、ブース装飾費、備品レンタル費、電気供給工事費等）
 - ③ 運送費（展示品や販促物の運送費。ただし、自社と展示会場間の運送費に限る。）
- ※ オンライン展示会についてはブース出展料（展示会登録料、ページ掲載料等）のみが対象

なお、次の経費は、補助対象外とする。

(1) 主な補助対象外経費の例

人件費、飲食・接待等の経費、旅費・宿泊費、展示品製作費、販促物製作費、備品購入費、振込手数料、消費税及び地方消費税（本補助金について仕入れに係る消費税及び地方消費税相当額がある場合）

(2) 補助対象経費であっても補助対象外となる例

補助金交付決定前に支払われた経費、実績報告書提出時に支払が完了していない経費、支払額の根拠となる書類（見積書や契約書等）及び支払いの事実を示す書類（領収書や振込控等）が不足している経費

※ 海外開催の展示会の出展に限り、渡航費、通訳費が対象

5 補助率及び補助限度額

- (1) 国際フロンティア産業メッセへの出展
 - ① 補助率 定額
 - ② 補助限度額 55 千円以内（本補助金について仕入れに係る消費税及び地方消費税相当額がある場合は 50 千円以内）。
- (2) 国内への出展
 - ① 補助率 1/2 以内
 - ② 補助限度額 25 万円以内（千円未満の端数は切り捨て）
- (3) 海外への出展
 - ① 補助率 1/2 以内
 - ② 補助限度額 50 万円以内（千円未満の端数は切り捨て）
- (4) オンライン出展
 - ① 補助率 1/2 以内
 - ② 補助限度額 25 万円以内（千円未満の端数は切り捨て）

6、補助金交付申請

補助金を申請しようとする者は、補助金交付申請書並びに次の書類を原則として展示会開催日の初日の2ヶ月前までに応募先へ提出すること。

- (1) 補助事業計画書（別紙1）
- (2) 会社の概要がわかる資料（会社パンフレット等）

- (3) 展示する製品・サービスがわかる資料（パンフレット、カタログ等）
- (4) 補助事業に要する経費の根拠となる書類（出展料等の根拠資料、見積書等）
- (5) 展示会の概要、日時、場所、規模、出展条件等がわかる資料（国際フロンティア産業メッセへの出展の場合は提出不要）
- (6) 県税の滞納がないことを証明する「納税証明書（3）」（コピー可）

7 補助金交付決定等

補助金交付申請、補助金交付決定、補助事業の変更、中止または廃止、実績報告、補助金額の確定、補助金額の請求及び支払い等の手続きについては、要綱の規定による。

8 その他

- (1) 応募のため提出された書類は返却しない。
- (2) 補助金は予算の範囲内で交付する。

9 問い合わせ先、応募先

兵庫県東播磨県民局地域振興室県民課（ものづくり産業担当）

675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1

TEL 079-421-9610、FAX 079-424-9977

メール（提出用）：hharichiiki@pref.hyogo.lg.jp

※ 書類の持参及び事業についての問い合わせは、土日祝日を除く 9:00～12:00、13:00～17:00 とする。